平成２１年（フ）第５９７号
和歌山市布施屋735番地の７
債務者　ニューウェイズこと　山口　久美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６２０号
和歌山県橋本市岸上139番地の26
債務者　田中　年美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３２号
和歌山市中之島866番地の９　206
債務者　中村三紀夫
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３３号
和歌山県岩出市山503番地の２　１―102号
債務者　田中　久惠
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３５号
和歌山県海南市日方830番地　ワイドハイツ雅201号室
債務者　關口　浩則
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４７号
和歌山市平井32番地
債務者　石川　文彦
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７３号
和歌山市木ノ本485番地の６
債務者　寺嶋　愛子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７８２号
和歌山市楠見中306番地の１　楠見中ハイツ303
債務者　椙山　幸代
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２号
和歌山市栄谷254番地の３
債務者　嶋田　眞紀
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
和歌山市禰宜1341番地の３
債務者　桂　　祥雄
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
和歌山市福島568番地　福島マンション35号
債務者　大門　直美（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
和歌山市有家190番地　サンハイツ有家212
債務者　辻本　智司
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号
和歌山市塩屋５丁目１番７号　下川マンション306、住民票上の住所和歌山市和歌浦東３丁目５番12号
債務者　山下　香里
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
和歌山県有田市古江見129番地１
債務者　山﨑　雄泛
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４号
和歌山県紀の川市東大井417番地４
債務者　藤永　仁美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
和歌山県橋本市東家905番地
債務者　鎌形　文彦
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９号
和歌山県紀の川市南勢田294番地　シングルライフ208号
債務者　中嶋　亮太
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
和歌山県海南市船尾237番地14
債務者　阪口知香子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係